大北森林組合への損害賠償請求に係る調停の経過及び減額の考え方について

1 損害賠償請求及び調停の経緯について

平成 30 年 6 月 11 日	損害賠償請求(平成30年8月2日 督促状を送付)
令和2年1月29日	大北森林組合が長野地方裁判所に民事調停の申立てを行う。
4月 7日	調停開始
9月24日	令和2年9月長野県議会定例会に議案提出
10月 9日	令和2年9月長野県議会定例会にて議案が可決される
10月26日	調停成立

2 減額の考え方について

- (1) 支払時期:別途協議する。
- (2)請求額:次の考え方により減額する。

補助金支給要件には適合しなかったものの、実際に組合により森林整備が行われた箇所を 減額

ア 施業分

交付申請時には未施工であったが、実際に施業がされた部分にあたる請求額

イ 一部施業分

施業内容が申請どおりではなかったものの、施業が実施されていると認められる内容について、適正な補助単価により再積算した額

<請求額:67,487> (単位:千円) 施業 イ 一部施業 ウ加算金 (時期等の誤り) (適用単価の誤りを含む) (未施工分に限定) 29, 335 31,681 6,471 <調停額:28,335> 施業 イ 一部施業 加算金 (適正単価に置換) 29, 335 9,817 21,864 6,471 減となる額 39,152 調定額 28,335

「ウ 加算金」については、実際に作業が行われなかったものに限定していることから、減額しない。